

議会運営委員会

日 時 令和5年2月15日 (水)

午前8時45分から

場 所 第1委員会室

1 開 會

2 挨拶

3 議題

- (1) 令和5年2月島田市議会定例会について

- ① 会議規則第35条の2に基づく資料要求の取り扱いについて
 - ② 提出議案について

【当局側の事項】

2月27日（月）上程分

当初予算10件、条例21件、一般2件 計33件

- ### ③ 議案の取り扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料2

2月27日（月）上程分

- ④ 追加を予定している（可能性のある）議案等について 資料 1

【当局側の事項】

報告1件、一般2件、人事1件 計4件

【議会側の事項】

条例1件、意見書1件 計2件

- ⑤ 各会議におけるマスクの着用に係る取り扱いについて 資料 3

- ## (2) 総務生活常任委員会における政策課題に関する調査・研究結果（提言）

資料 4

4 その他

- (1) 諸般の報告の取り扱いについて
 - (2) 次回の議会運営委員会について

日 時 令和5年2月24日（金） 午後3時30分～

議題 ① 委員長報告後の議案の取り扱いについて（2月15日上程分）

② 一般質問（代表質問・個人質問）の割り振りについて

③ その他

5 閉 会

提出議案【2月27日上程分】

番号	件名
議案 第 10 号	令和5年度島田市一般会計予算
議案 第 11 号	令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計予算
議案 第 12 号	令和5年度島田市土地取得事業特別会計予算
議案 第 13 号	令和5年度島田市休日急患診療事業特別会計予算
議案 第 14 号	令和5年度島田市介護保険事業特別会計予算
議案 第 15 号	令和5年度島田市介護サービス事業特別会計予算
議案 第 16 号	令和5年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案 第 17 号	令和5年度島田市水道事業会計予算
議案 第 18 号	令和5年度島田市病院事業会計予算
議案 第 19 号	令和5年度島田市公共下水道事業会計予算
議案 第 20 号	島田市個人情報の保護に関する法律施行条例について
議案 第 21 号	島田市個人情報保護審査会条例について
議案 第 22 号	島田市薬学生修学資金貸与条例について
議案 第 23 号	島田市支所設置条例の一部を改正する条例について
議案 第 24 号	島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第 25 号	島田市情報公開条例の一部を改正する条例について
議案 第 26 号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第 27 号	島田市税条例の一部を改正する条例について
議案 第 28 号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について
議案 第 29 号	島田市福祉館条例の一部を改正する条例について
議案 第 30 号	島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案 第 31 号	島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案 第 32 号	島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第 33 号	島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について
議案 第 34 号	島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例について
議案 第 35 号	島田市田代の郷温泉条例の一部を改正する条例について
議案 第 36 号	島田市防災会議条例の一部を改正する条例について
議案 第 37 号	島田市博物館条例の一部を改正する条例について
議案 第 38 号	島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
議案 第 39 号	島田市水と緑のふるさと基金条例を廃止する条例について
議案 第 40 号	島田市新病院建設基金条例を廃止する条例について
議案 第 41 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
議案 第 42 号	指定管理者の指定期間の変更について

○追加を予定している（可能性のある）もの

【当局側の事項】

専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）

財産の取得について（新庁舎執務用ロッカー等収納庫）

財産の減額貸付について

固定資産評価審査委員会委員の選任について

【議会側の事項】

国道1号島田バイパス大代インターチェンジの名称変更を求める意見書について

島田市議会の個人情報の保護に関する条例について

議案番号	件 名	説明	質疑	付託委員会			委員長報告に対する質疑	討論	採決
				総務生活	厚生教育	経済建設			
28 議案 第 37 号	島田市博物館条例の一部を改正する条例について				○				
29 議案 第 38 号	島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について			○					
30 議案 第 39 号	島田市水と緑のふるさと基金条例を廃止する条例について				○				
31 議案 第 40 号	島田市新病院建設基金条例を廃止する条例について		○						
32 議案 第 41 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	○	○				○	○	○
33 議案 第 42 号	指定管理者の指定期間の変更について				○				

【注】2月27日上程分の議案質疑の通告は、令和5年3月6日（月）午後3時まで



事務連絡
令和5年2月10日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスク着用の考え方の見直し等について
(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについては、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(令和4年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局事務連絡)に基づく対応をお願いしてきましたが、令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴い、

- ・ 「マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、(中略) 着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う」とされ、
- ・ また、「マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す」とされていました。

新型コロナの直近の感染状況については、新規感染者数、重症者数や病床使用率は低下傾向が続き、死亡者数や救急搬送困難事案数も依然として高い水準にあるものの減少傾向が続いている。

現在の感染状況、厚生科学審議会感染症部会の意見や厚生労働省アドバイザリーボードにおける議論も踏まえ、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とします。つきましては、本日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、下記のとおり対応をお願いいたします。

この取扱いは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体・事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用いたします。令和5年3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方は変わりませんので、これに沿った対応をお願いいたします。

あわせて、リーフレットを別紙のとおり作成していますので、周知にご活用ください。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、今般の見直しを受けた保育所等における子どものマスク着用の取扱や、医療機関や高齢者施設等における対応については、それぞれ当省所管部局より各自治体の所管部局宛に別途連絡することを申し添えます。

記

1. 見直しの概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。
- ・ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いすること。

(参考) 学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話をを行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話をを行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

2. 着用が効果的な場面の周知等

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。
 - (1) 医療機関受診時
 - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。

3. 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

4. 医療機関や高齢者施設等における対応

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること。

5. 留意事項

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知すること。
- ・ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ること。
※ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

(参考) 事業者における対応

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容される。
- ・ 各業界団体においては、必要に応じ「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することとなる。

6. 基本的感染対策

- ・ マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いすること。

(参考) マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見

- ・ 「これからの中身近な感染対策を考えるにあたって（第一報）」（第 115 回（令和 5 年 1 月 25 日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf>
- ・ 「マスク着用の有効性に関する科学的知見」（第 116 回（令和 5 年 2 月 8 日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf>

【市民と共に推進するごみ減量化への提言】

総務生活常任委員会では、令和4年5月に実施した議会報告会で得られた政策課題として、「ごみの減量化」について調査・研究に取り組んできた。中でも、ごみ処理において先進的な取組を進める豊橋市の視察は、徹底した分別と再資源化、生ごみと汚泥を活用したバイオマス発電の取組等、SDGsの目標にかなう事業であるとともに、ごみの再資源化が市民生活に還元されることがごみ処理に対する市民意識の向上につながっていることを知る機会となった。

その他にも、ごみ減量の必要性を市民に周知し理解を深めるため、議会だより令和4年6月定例会号において、市民との意見交換会の様子を特集記事として掲載した。

また、市内で環境課題等について取り組む市民グループと意見交換を行う等、議会報告会の参加者以外の市民からも様々な意見を聞くことができた。これらの活動を通し、ごみ処理の有料化を検討する以前に、市民全体でさらなるごみの減量化を推進する方針を見出すことの重要性を感じた。

当委員会では、まず、議会内でのごみ減量化を目指し、不要な紙媒体資料の廃止や、次年度以後の議員用会議録配付の廃止、データ化した議案の閲覧等、ペーパーレス化を検討・推進し、議員の意識向上に努めた。

市では、ごみの減量化について、様々な対策を講じているが、燃えるごみの量は、ほぼ横ばいの状態である。また、燃えるごみの4割が生ごみ、3割は雑紙や布類であり、多くが見直せるごみであることなどの課題がある。

今後も継続してごみの減量化を推進することについて、市民と協議する場を持ち、ごみの減量化への意識を今一度向上させる取組が必要と考え、以下の通り提言する。

1. 出前講座やワークショップなどを通じて、市民参加型の取組を図られたい。
2. 市民と共に、ごみの減量目標と具体的な取組の協議や推進を図られたい。
3. 市民と共に協議した、ごみの減量化や分別等の取組を、広く周知し、市全体として取り組むことができる体制を構築されたい。
4. 庁内のDX化を推進し、率先垂範の姿勢で全庁的なペーパーレス化を図られたい。